

第1章 事業計画の概要

1-1 事業者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合
代 表 者 の 氏 名：枚方京田辺環境施設組合管理者 上村 崇
主たる事務所の所在地：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

1-2 対象事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

1-3 対象事業の目的及び内容

1-3-1 対象事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の枚方市東部清掃工場（以下、「東部清掃工場」という。）と昭和63年3月稼働の枚方市立穂谷川清掃工場（以下、「穂谷川清掃工場」という。）第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などに及ぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備を行うことが喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の京田辺市環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」という。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

可燃ごみ広域処理施設の整備は、平成27年に基本合意書に基づき設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で検討を行い、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の令和7年度稼働を目指し、整備を行うものである。

1-3-2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

(2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日 [7t/時間] × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

(3) 対象事業実施区域の位置

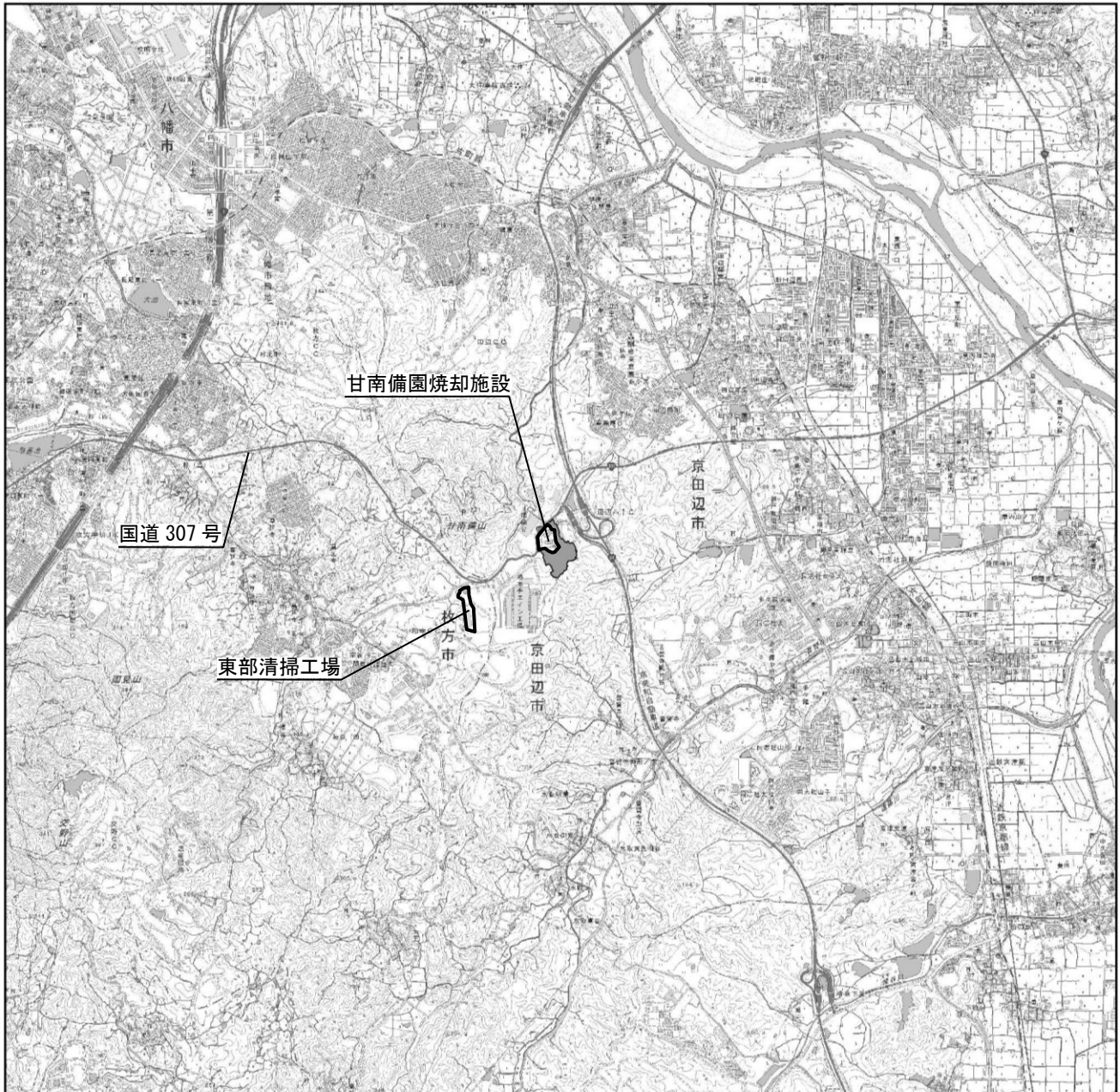
京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか（図 1-3.1～図 1-3.4参照）

(4) 対象事業実施区域の面積

区域の面積：約50,600m²

（処理施設工区：約35,600m²、市道整備工区：約15,000m²）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）の環境影響評価を行うべき第一種事業に係る一般廃棄物処理施設を整備する区域については、図 1-3.3に示す処理施設工区となるが、当該処理施設への国道307号からの進入道路として、本事業と同時期に京田辺市道が造成整備される。よって、市道整備事業は、本事業と密接な関係があることから、図 1-3.3に示す市道整備工区についても、対象事業実施区域に含めて評価を行うこととする。



凡 例

○ 対象事業実施区域

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

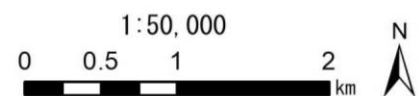


図 1-3.1 対象事業実施区域位置図（広域）



凡 例

○ 対象事業実施区域

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

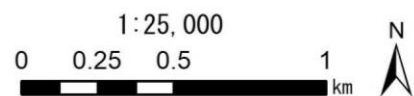





図 1-3.2 対象事業実施区域位置図 (周辺)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  処理施設工区
-  市道整備工区

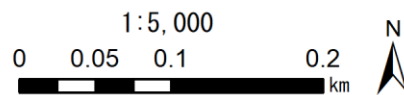
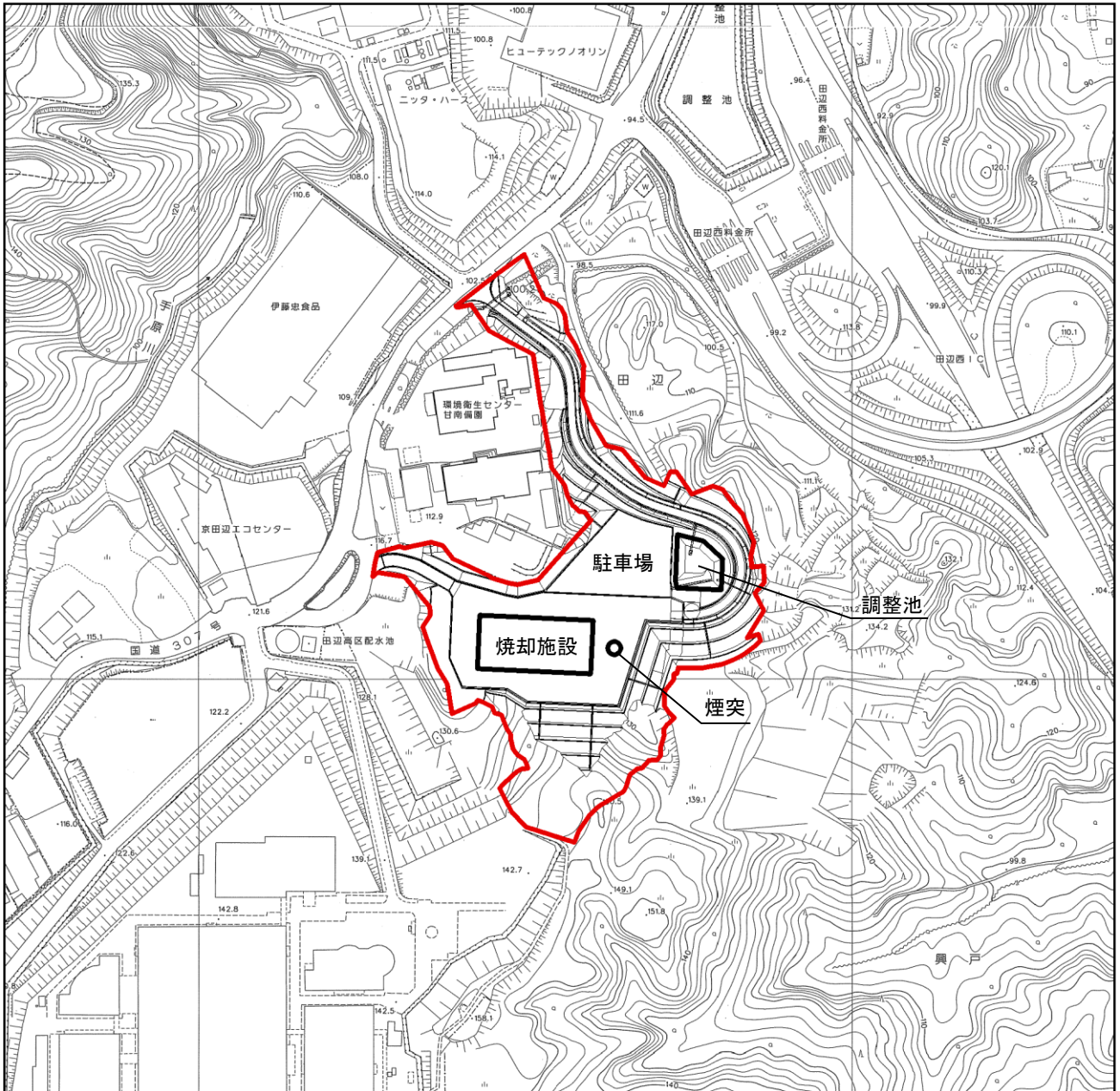



図 1-3.3 対象事業実施区域位置図 (拡大)



凡例

 対象事業実施区域

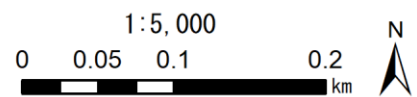


図 1-3.4 施設配置図

(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に至った検討の状況

1) 国及び府によるごみ処理広域化の推進

国は、ダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理広域化計画について」(平成9年5月28日、衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知した。

こうした国の方針に従い、大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」(平成11年3月、大阪府)を策定し、焼却残さの高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減などの観点から広域処理を推進するために、府域に6つの広域ブロック(北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州)を設定しており、枚方市は、寝屋川市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市及び東大阪市とともに東大阪ブロックに区分されている(なお、令和元年8月に新たに広域化計画が策定され、旧計画の広域化ブロックを統合し、大阪府全体を1ブロックとして、その時々における市町村の意向を最優先に柔軟に広域化・集約化を推進することとされている。)

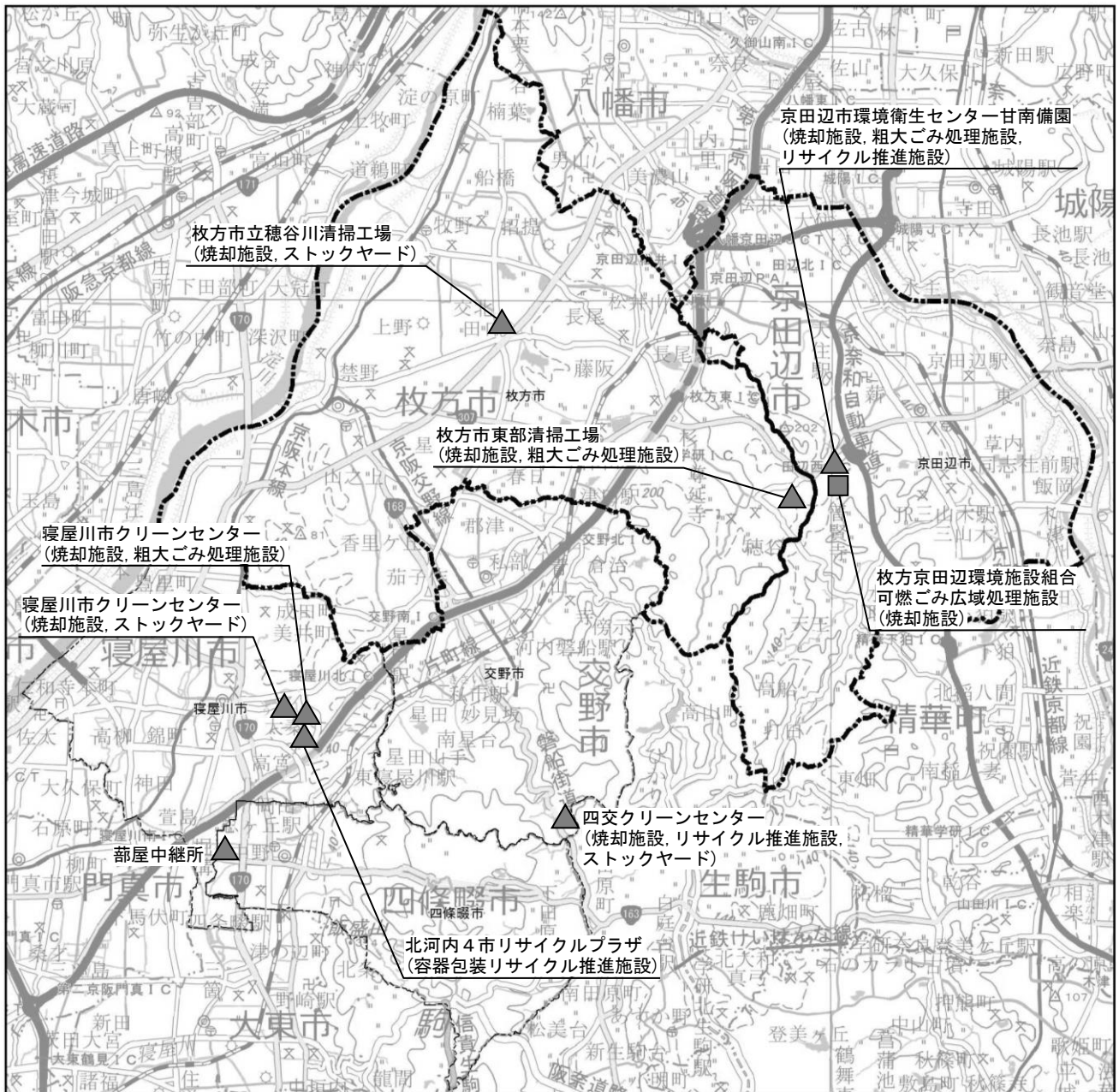
一方、京都府では、「京都府ごみ処理広域化計画」(平成11年3月、京都府)を策定し、広域処理を推進するために、府域に7つの広域ブロック(丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽)を設定しており、京田辺市は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町とともに南部ブロックに区分されている。

枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の北河内4市及び京田辺市では、これまで各市が主体的に、かつ連携を図りながらごみ減量・リサイクルやごみ処理を進め、循環型社会の形成に取り組んできた。このうち枚方市では、老朽化した穂谷川清掃工場第2プラントを更新し、平成20年12月に東部清掃工場(120t/日×2炉)が竣工した。

一方、京田辺市も甘南備園焼却施設(昭和61年稼働)等でごみ処理や資源化に取り組んできた。

ごみの焼却処理については、北河内地域では、四條畷市・交野市の焼却施設をはじめ、これまでに整備されている各々焼却施設について、各施設の更新時期の違いや共同処理施設の立地選定が困難であることから、各々で整備、運営してきた。また、京田辺市についても、周辺自治体との連携を検討した経緯があったが、加入条件や時期を検討した結果、同市単独でごみ処理施設を整備、運営してきた。

枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の北河内4市及び京田辺市内の処理施設の状況を図1-3.5に示す。



凡 例

- ▲ 現況施設
- 予定・計画施設

「電子地形図 20 万（国土地理院）を加工して作成」

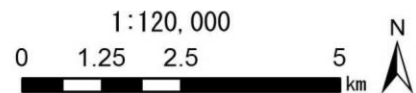


図 1-3.5 処理施設の状況図

2) 枚方市及び京田辺市のごみ処理の状況

国及び府によるごみ処理広域化の推進の中、枚方市においては、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市及び大東市）で、広域的な共通課題に対し、国、府、市及び民間の適正な機能分担を図りつつ連携と協調の下、総合的な施策を推進するために、北河内地域広域行政推進協議会を結成し、「ごみの減量を基本としつつ長期的な課題としてごみ処理施設の共同設置を検討すること」を方針として取組みを進め、平成16年に枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市で共同してペットボトル及びプラスチック製の容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザ（通称「かざぐるま」）を完成させて、翌年2月から広域処理を行っている。ただし、可燃ごみの処理については、北河内各市の施設更新時期の相違等が制約となり、枚方市は、平成20年に単独で東部清掃工場を建設し、穂谷川清掃工場との2施設での処理を行っている。

また、京田辺市の属する南部ブロックでは、京田辺市以外の市町において昭和37年から一部事務組合方式（城南衛生管理組合）による広域処理が行われており、隣接する相楽ブロック（木津川市、精華町、和束町、笠置町及び南山城村）においても、木津川市及び精華町で相楽郡西部塵埃処理組合が、和束町、笠置町及び南山城村で相楽東部広域連合がそれぞれ組織され、広域処理が行われており、京田辺市のみが単独処理を行っている状況であった。

京田辺市としても、ごみ処理の広域化について、平成10年に同じ南部ブロックの城南衛生管理組合への加入に向けた協議を開始したが、加入条件や時期などにおいて、折り合いがつかず、また、平成15年には、城南衛生管理組合から新しい施設整備への参加を打診されたが、施設更新時期の相違等が制約となり、単独処理を継続することとなった。

3) ごみの広域処理の検討

枚方市、京田辺市ともに、ごみ処理の広域化に対しては、その重要性、必要性を認識しつつも、諸問題から単独処理を余儀なくされている中、平成21年度に、京田辺市の甘南備園焼却施設の煙突の大規模改修を契機に、両市間で災害時又は施設の故障時、事故及び改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく「ごみ処理に係る相互支援協定」を締結し、広域支援体制が構築された。

平成25年に入り、枚方市では穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化問題が、京田辺市では甘南備園焼却施設の老朽化問題が顕著になり、それぞれにおいて新しい施設整備に向けた「ごみ処理施設整備基本構想」の策定が開始されるに至り、平成26年1月31日に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、平成26年12月19日に穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設の後継施設について、共同で建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達した。

その後、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

4) 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、枚方市)、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、京田辺市)において、ごみ処理施設の適地の検討が行われた。

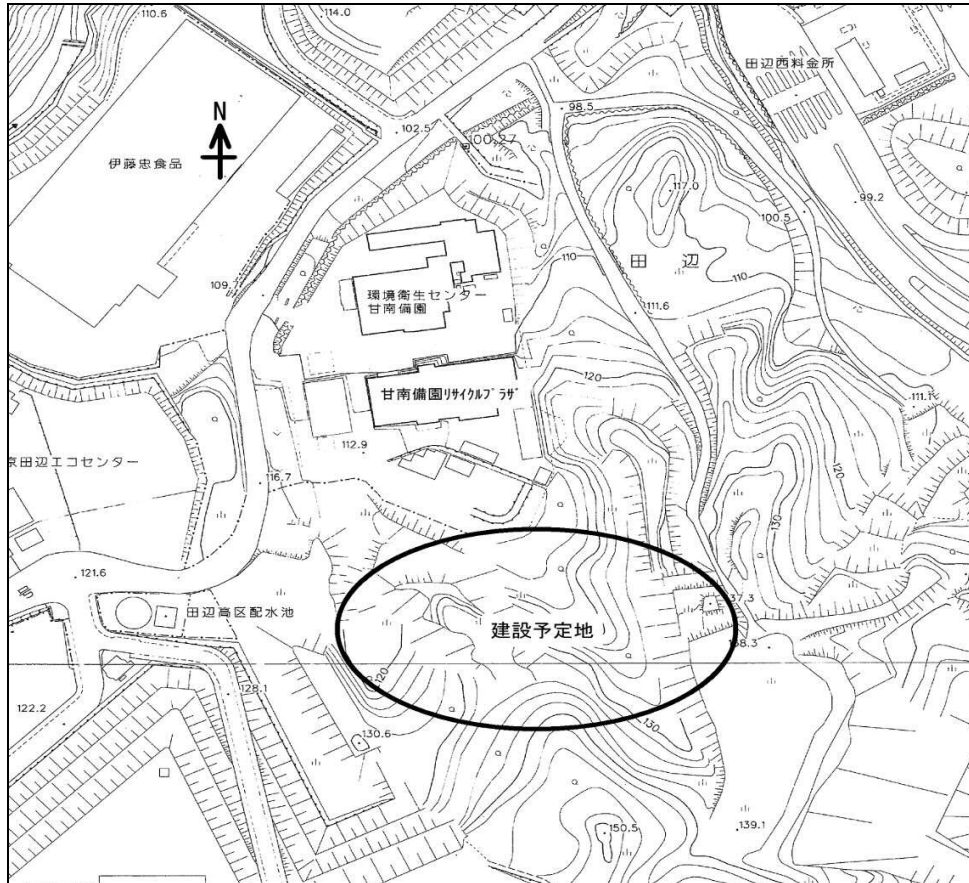
枚方市では、候補地として、ごみ焼却場の都市計画決定を既に受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準(案)」(昭和35年、建設省)や「都市計画運用指針」(平成20年、国土交通省)に示された基準や条件等により検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされた。

一方、京田辺市では、今まで、甘南備園の地域で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和58年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られ、建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書きの許可を受け建設されたが、都市計画決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準(案)や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園の地域(拡張を含む。)が最適とされた。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第3プラントの稼働より2年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

このことを前提として定めた「ごみ処理施設整備基本構想」は、両市においてパブリックコメントの実施等により住民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなり、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する図 1-3. 6に示す位置を選定することとした。



出典：「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成28年3月、枚方市・京田辺市）

図 1-3.6 建設予定地の位置図

5) 事業が実施されるべき区域等の設定

本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成29年4月10日に計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を提出し、同年8月17日に知事意見が送付された。

配慮書においては、「4）施設位置の検討経緯」において述べたとおり、事業実施想定区域及び後の「（7）事業計画」で述べる事業の規模等は既に決まっていることから、設定可能な複数案として、表 1-3.1に示すとおり地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案及び煙突排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案をそれぞれ設定し、計画段階配慮事項の検討を行った。

表 1-3.1 配慮書における複数案

区分	複数案	
造成地盤高さ	X案	地盤高さ120m
	Y案	地盤高さ115m
煙突高さ	A案	煙突高さ100m
	B案	煙突高さ59m

(6) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果

可燃ごみ広域処理施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設である一方で、周辺住民の健康や環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があることから、地盤高さ及び煙突高さについては、以下のとおり、地盤高さ120m、煙突高さ100mとする。

① 地盤高さ

工事中においては、掘削土をすべて場外搬出する場合、沿道大気質・騒音・振動への影響は、Y案（地盤高さ115m）に比べ、X案（地盤高さ120m）のほうが掘削土砂の搬出車両台数が少なくなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

配慮書手続において、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定することや生活及び自然環境等への負荷の小さい事業となるように選定を求める意見、緑地の確保及び地盤の耐災性の面も含めて評価することが望ましいとの意見があり、工事中の沿道大気質・騒音・振動の影響の低減を重視し、掘削土量及び造成面積の少ないX案（地盤高さ120m）を採用する。

なお、施設供用時においては、地盤高さの違いに応じて接続道路を走行する関係車両から発生する温室効果ガス等の環境負荷の程度が変化することが考えられるとの指摘もあったが、X案及びY案間の地盤高さの違いによる勾配区間の延長差は約80mであることから、その差により生じる温室効果ガス発生量の差分は少ないと考える。

② 煙突高さ

大気質・景観への影響については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはない予測されるが、煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

また、配慮書手続において、煙突高さがより高いほうが安心できる要素となるとの住民意見のほか、建設費や維持管理費の違いが生じることから費用対効果から検討すべきとの意見もあった。

煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はあるが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ100m）を採用する。

また、焼却施設建物高さは現時点では未定であるが、煙突高さが焼却施設建物高さの2.5倍以下の場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われていることから、煙突高さはより高いほうが望ましいと考えられる。

なお、今後の施設計画の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費及び維持管理費のライフサイクルコストの削減ができるよう留意するとともに、煙突の色彩やデザインについては、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。

事業が実施されるべき区域（対象事業実施区域）については、図 1-3.3に示すとおりとし、配慮書における事業実施想定区域から基本的に変更はないが、京田辺市道として整備される進入道路の計画熟度の進捗等により、精度を高め、若干進入道路部分の範囲を狭めたものとした。

(7) 事業計画

可燃ごみ広域処理施設の整備を行うために、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」(平成28年3月、枚方市・京田辺市)を策定している。

本計画は、枚方市の「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成21年6月)」及び同計画の次期計画である「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年3月)」並びに京田辺市の「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書(平成23年8月)」及び同計画の次期計画である「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年2月)」を基礎に、両市のごみ処理施設整備基本構想を踏まえて、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う施設の整備に向けて、施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項の整理を行った。

また、配慮書に対する知事意見等を考慮するとともに、住民意見に配慮し、計画地盤高さと煙突高さを決定した。

1) 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用(資源循環性)、長期にわたる安定した稼働の確保(安定稼働性)、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備することとする。

(1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

(2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

(3) 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

(4) 経済性

施設的设计・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト(LCC)の低減を意識した施設とする。

2) 事業の規模

可燃ごみ広域処理施設の規模等の概要は、表 1-3.2に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3.3に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。

表 1-3.2 規模等の概要

項目	内容
種類	ごみ処理施設
処理方式	ストーカ式焼却炉 ^{注)}
施設規模（処理能力）	168t/日
計画地盤高	120m
煙突高さ	100m

注. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

表 1-3.3 施設規模

項目	区分	施設規模	備考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①+②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③+④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①+③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②+④
	計	168t/日	①+②+③+④

3) 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は次のとおりである。

① 大気質

煙突排出ガスの計画目標値は、表 1-3. 4に示すとおり、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。

表 1-3. 4 環境保全目標（大気質）

項目	排出基準等	計画目標値
ばいじん (g/m^3_N)	0.04以下	0.01以下
塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 ($700mg/m^3_N$ 以下)	10以下
硫黄酸化物 (SOx) (ppm)	K値2.34 (数百ppm程度)	10以下
窒素酸化物 (NOx) (ppm)	250以下	20以下
ダイオキシン類 ($ng-TEQ/m^3_N$)	0.1以下	0.05以下
水銀 ($\mu g/m^3_N$)	30以下	30以下

② 水質

排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。このうち、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する。

可燃ごみ広域処理施設における下水道放流のイメージは、図 1-3. 7のとおりである。

なお、生活排水及びプラント排水を下水道へ放流する際の水質は、京田辺市公共下水道条例(昭和60年京田辺市条例第18号)において定められている排除下水量別の排除基準のうち、表 1-3. 5に示す排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにする。

また、関係機関との協議により、下水道の終末処理場への負荷を低減するため、夜間など時間帯を限定して放流する計画である。さらに、自動測定器及び定期的な手分析により処理水質の監視を行い、下水道排除基準を超過する場合には、下水道への放流を停止する。

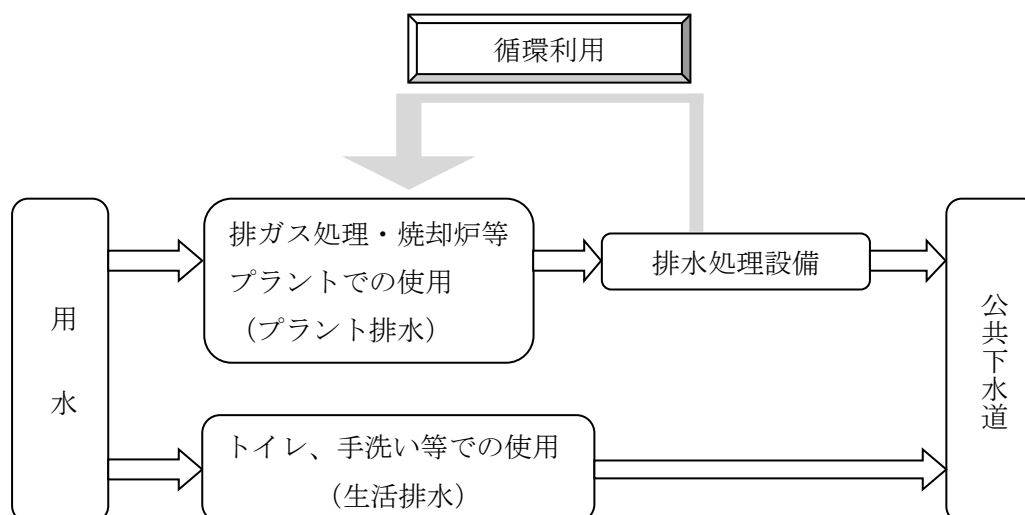


図 1-3. 7 下水道放流のイメージ

表 1-3.5 環境保全目標（水質）

項目	計画目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下
有機燐化合物	0.5mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	1 mg/L 以下
銅及びその化合物	3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質量	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
リン含有量	32mg/L 未満
よう素消費量	220mg/L 未満
ニッケル化合物	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量	600mg/L 未満

③ 悪臭

悪臭については、表 1-3.6に示す悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定により定められた、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成21年京田辺市告示第37号)による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

表 1-3.6 環境保全目標(悪臭)

[敷地境界線](1号規制)

特定悪臭物質の種類	計画目標値(ppm)	特定悪臭物質の種類	計画目標値(ppm)
アンモニア	1以下	イソバレラルアルデヒド	0.003以下
メチルメルカプタン	0.002以下	イソブタノール	0.9以下
硫化水素	0.02以下	酢酸エチル	3以下
硫化メチル	0.01以下	メチルイソブチルケトン	1以下
二硫化メチル	0.009以下	トルエン	10以下
トリメチルアミン	0.005以下	スチレン	0.4以下
アセトアルデヒド	0.05以下	キシレン	1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	プロピオン酸	0.03以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	ノルマル酪酸	0.001以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
ノルマルバレラルアルデヒド	0.009以下	イソ吉草酸	0.001以下

[排出口](2号規制)

<p>特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。</p> $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>ここで、 q : 流量 (m^3/時) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)</p>	
規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルアルデヒド、イソバレラルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

[排水水](3号規制)

<p>特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。</p> $C_{Lm}=k \times Cm$ <p>ここで、 C_{Lm} : 排水水中の濃度 (mg/L) k : 係数で、下の表を参照 (mg/L) Cm : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)</p>		
規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001 m^3 /秒以下の場合	16
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	3.4
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 m^3 /秒以下の場合	5.6
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	1.2
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	32
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	6.9
	0.1 m^3 /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	63
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	14
	0.1 m^3 /秒を超える場合	2.9

④ 騒音・振動

騒音及び振動については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）による規制を受けないが、工業地域の規制基準を目安として、表 1-3.7に示す指定された地域における騒音の規制基準（平成21年京田辺市告示第31号）における第4種区域（その他の区域）の規制基準並びに振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成21年京田辺市告示第34号）における第2種区域の規制基準を環境保全目標とするとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

表 1-3.7 環境保全目標（騒音・振動）

項目		計画目標値
騒音	昼間（午前8時から午後6時まで）	70dB 以下
	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後6時から午後10時まで）	60dB 以下
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	55dB 以下
振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	65dB 以下
	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）	60dB 以下




4) 関係車両の主要走行ルート計画

工事中における工事用車両及び供用後における廃棄物の運搬車両等の関係車両は、図 1-3.8に示すとおり京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画である。なお、枚方市において、道路整備（長尾杉線）が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を接続する京田辺市道を整備する計画である。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  関係車両の主要走行ルート（国道 307 号）
-  関係車両の主要走行ルート（長尾杉線）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

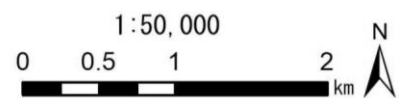


図 1-3.8 関係車両の主要走行ルート図

(8) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約2年間、プラント工事に約3年を要し、完成までに約5年間の期間を要する。

建設施工計画は表 1-3.8に示すとおりである。

なお、造成工事の工事着手予定時期は令和3年度とする。

表 1-3.8 建設施工計画

項目/期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
造成工事					
・ 土木造成					
プラント工事					
・ 設計					
・ 施設建設					
・ 試運転					

(9) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 生活環境

【工事中】

- ・建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。また、粉じんの飛散防止対策として、必要に応じて散水や仮囲いを行う。工事用車両については、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、走行車両の分散に努める。
- ・「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成20年4月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成29年7月、京都府）に準じ、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行う。

【供用時】

- ・ごみの焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。
- ・施設の供用に伴う排水については、生活排水は公共用水域へは放流せず下水道放流し、プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったのちに場内で循環利用し、余剰なものについてのみ下水道放流とする計画であり、排水量の低減に努めるものとする。

2) 自然環境

【工事中】

- ・降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。
- ・周辺のオオタカの繁殖状況について事後調査を行うとともに、工事の時期や施工箇所などについて配慮し、各種、環境保全措置を実施する。

【供用時】

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- ・周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

3) 資源循環・環境負荷

【工事中】

- ・工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。

- ・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。

【供用時】

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用することを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画であり、水の循環利用を図る。なお、下水道放流する際には、京田辺市公共下水道条例において定められている排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準を遵守するものとする。
- ・「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- ・廃棄物の運搬車両等は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。

4) その他

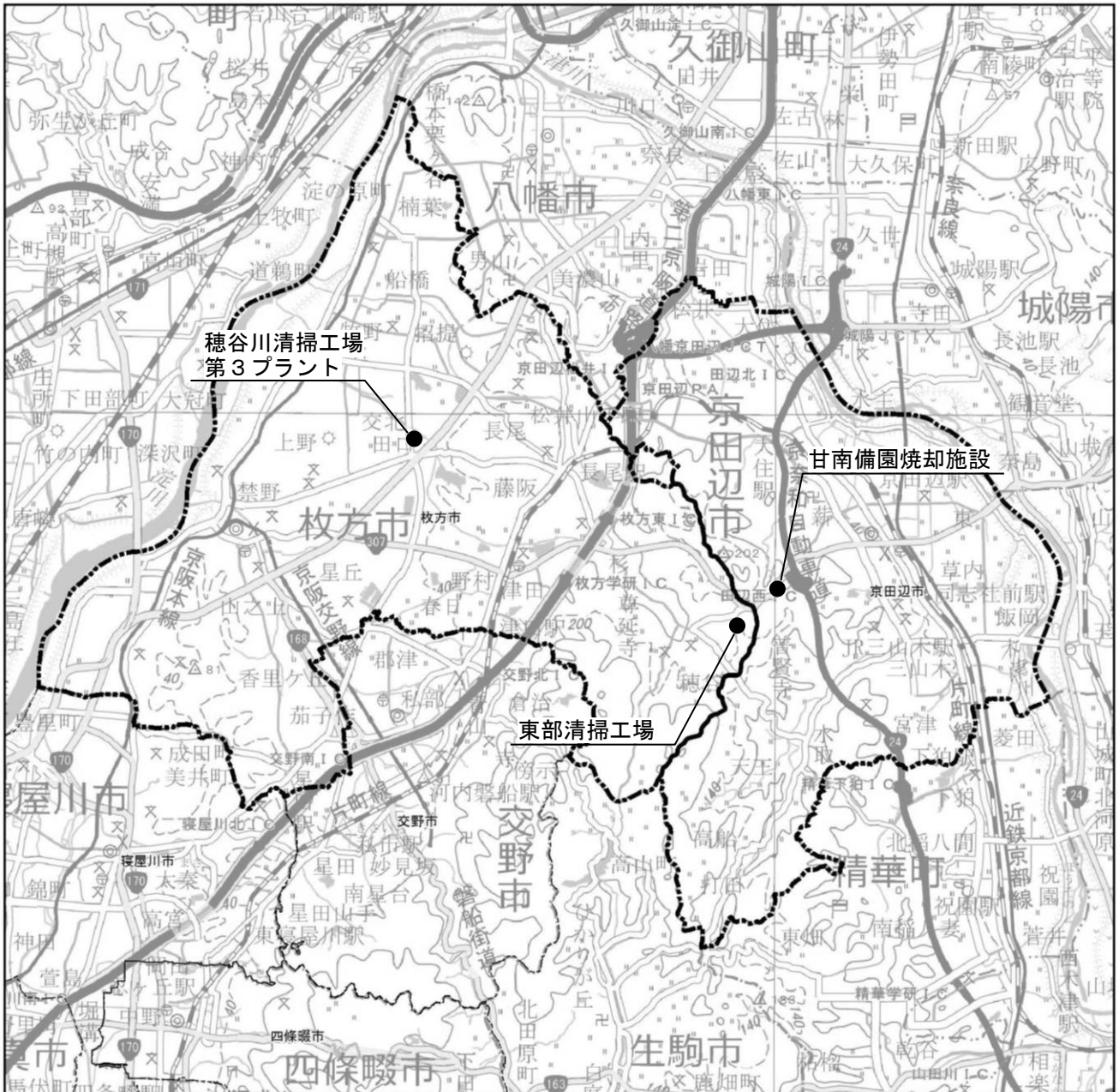
- ・施設の設計に当たっては、対象事業実施区域の地質状況等を詳細に調査したうえで、土砂災害等の防災面についても十分に配慮する。

【参考】

枚方市及び京田辺市の既存の一般廃棄物焼却施設を表 1-3.9及び図 1-3.9に示す。

表 1-3.9 枚方市・京田辺市の既存の焼却施設（概要）

	枚方市		京田辺市
施設名称	穂谷川清掃工場 第3プラント	東部清掃工場	甘南備園焼却施設
所在地	大阪府枚方市田口5丁目 1番1号	大阪府枚方市大字尊延寺 2949番地	京都府京田辺市田辺ボケ谷 58番地
竣工年月	昭和63年3月	平成20年12月	昭和61年12月
処理能力	200 t / 日 (200 t × 1 炉)	【焼却】 240 t / 日 (120 t × 2 炉) 【灰溶融】 24 t / 日 × 2 基 (交互運転)	80 t / 16h (40 t × 2 炉)
処理方式	全連続式燃焼式	【焼却】 全連続式燃焼式 【灰溶融】 燃料式灰溶融	准連続式燃焼式
炉形式	ストーカ炉	【焼却】 ストーカ炉 【灰溶融】 灰溶融炉	流動床炉



凡例

- 既存の焼却施設

「電子地形図 20 万（国土地理院）を加工して作成」

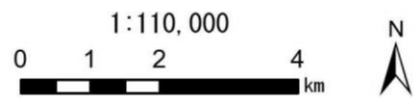


図 1-3.9 枚方市及び京田辺市の既存の焼却施設